

広島県告示第二百五十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十一年三月二十三日

広島県知事 藤田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名称	居宅サービス事業を		サービスの種類	指定年月日
		行おう事業所	所在地		
株式会社幸房	主たる事務所の所在地	名称	所在地	通所介護	平成二十一年三月一日
株式会社幸房	広島市安佐南区高取北一丁目四―一―四	さくらデイサービスくさばな	広島市安佐南区相田二丁目四―三―コスモピア一階	通所介護	平成二十一年三月一日
株式会社メディカルケア	広島市安佐北区可部南二丁目八番四号サニールト可部南一〇一	ヘルパーステーション優	広島市安佐北区可部南二丁目八番四号サニールト可部南一〇一	訪問介護	平成二十一年三月一日
株式会社メディカルケア	広島市安佐北区可部南二丁目八番四号サニールト可部南一〇一	訪問看護優	広島市安佐北区可部南二丁目八番四号サニールト可部南一〇一	訪問看護	平成二十一年三月一日
有限会社浅田	福山市神辺町川北六〇四番地	さくらデイサービス神辺	福山市神辺町川北六〇四番地	通所介護	平成二十一年三月一日
有限会社すばる	江田島市大柿町小古江六五二―一	特定福祉用具販売「すばる」	江田島市大柿町小古江六五二―一	特定福祉用具販売	平成二十一年三月一日